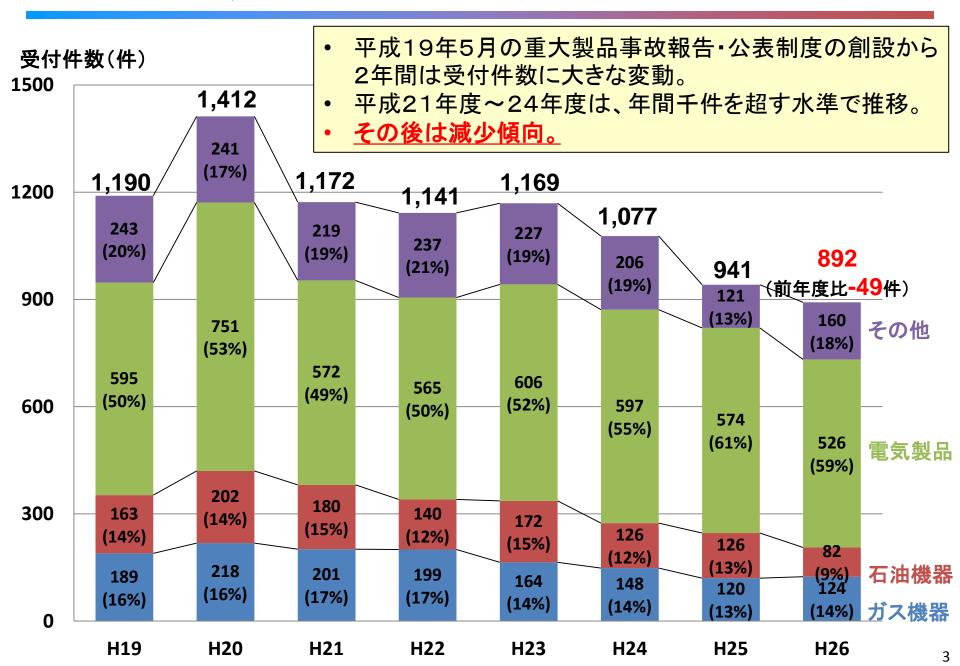
製品安全政策の今後の展開

平成27年5月22日 商務流通保安グループ 製品安全課

1. 製品安全の現状と課題

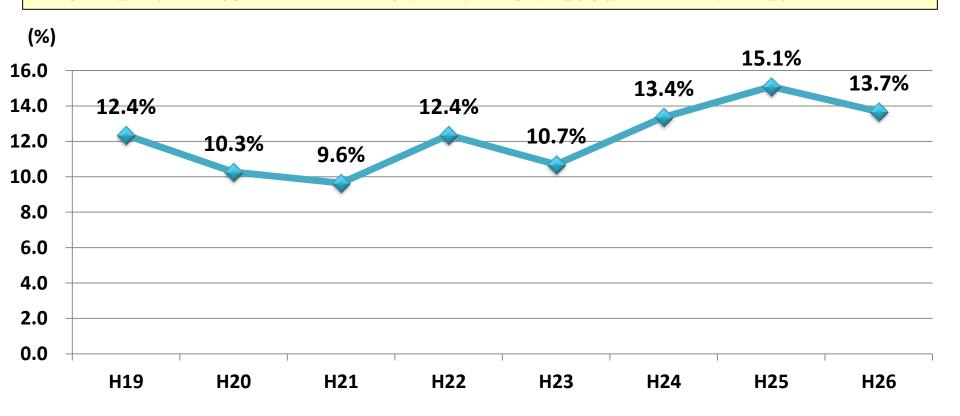
- ○製品安全分野における重大事故の受付状況は、平成19年度以降、年間千件を超す水準で推移。直近2年程度は減少しており、改善傾向も見られるが、未だに高水準。
- ○我が国では高齢化の一層の進展も予想されているところ。子供や高齢者等の被害に遭いやすい弱者に対しては、安全な製品の提供等に関する事業者の役割は国際的にも重くなる方向にある。
- ○こうした変化を踏まえ、規制に加えて、製造事業者・流通事業者等の自主的 な取組強化が求められる。
- その一方、過剰な規制によって、産業活動が阻害されないよう、制度のスマート化を図るとともに、事業者が自主的に製品の安全性を高める工夫をするような環境の整備が必要。
- ○この他、リコール未対策品や経年劣化による事故防止、さらには、消費者が 製品事故に遭わないように消費者の意識を高めるための施策を進める必要 がある。

(参考)重大製品事故(受付件数)の推移



(参考)リコール未対策品による重大製品事故の発生

- 未回収・未修理等のリコール未対策品による重大製品事故は年間100件以上発生 (重大製品事故全体の約1割)。
- リコール未対策品による重大製品事故が発生した場合は、消費者庁が当該重大製品 事故を公表する際に、リコールに関する特記事項を掲載して注意喚起を実施。

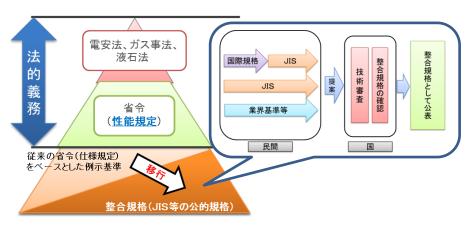


2. 製品安全政策の今後の方向性

- 1. 規制のスマート化と製造事業者による自主的な取組の強化
 - 1-1. 規制のスマート化
 - 〇性能規定化の進展と国際整合化
 - ○新技術・新市場への対応
 - 1-2. 製造事業者による自主的な取組の高度化
 - 〇修理や苦情情報(ビッグデータ)の活用
 - 〇事故原因調査・分析手法の高度化
 - 〇安全対策の強化の手法に関する情報の提供
- 2. 流通事業者の自主的な取組の強化
 - ○流通事業者向けのガイドの策定
 - 〇流通事業者向けの製造事業者等のチェックリストの策定
- 3. リコール対策の強化
 - 〇リコールの有効な手法の開拓
- 4. 消費者教育の推進
 - ○消費者への働きかけの強化
 - 〇小学生等への消費者教育

3-1. 製品安全規制のスマート化の全体像

規制の柔軟な見直しによる新製品・新技術への迅速な対応



技術基準の性能規定化、整合規格の整備による国際整合化の進展と、公的規格活用による民間事業者の自主性の確保



電安法の対象品目を大括り化し、対象範囲を明確化することにより、新製品に迅速に対応し、安全性を確保

事業者の自主的な事故未然防止の高度化に向けた情報基盤、インフラ整備



過去の事故情報やビッグデータを活用した、事業者の事故の 未然防止策に資する情報基盤の整備と提供

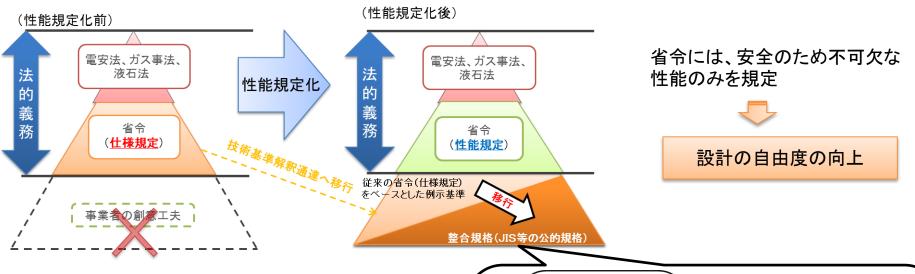




NITEへの大規模・先進的な試験設備の導入・事業者への共同利用の促進

3-2. 規制のスマート化(性能規定化)

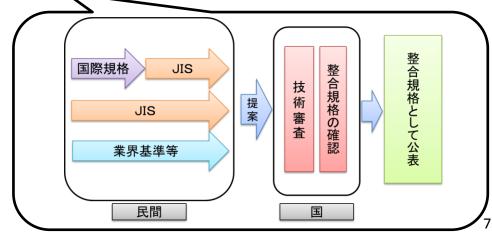
- 電気用品、ガス用品等の技術基準について、国が品目毎に寸法、形状、材質等の詳細 を定める「仕様規定」から、製品安全に不可欠な性能のみを定める「性能規定」とする体 系に見直し。
- 整合規格には、民間が整備するJIS等の公的規格を積極的に採用。



基準に適合しているかどうかを事業者が判断する際の 指針となる整合規格には、民間が定めるJIS等公的規 格を積極的に採用。

国は提案された内容を確認し、整合規格として公表。

新技術への迅速な対応



3-3. 電気用品目の大括り化

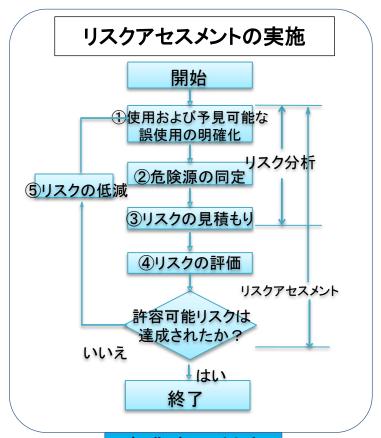
コンセント付家具

- 国際整合をさらに進めるため、現行の細分化された電気用品安全法の規制対象品目を「大括り化」する。
- これにより、電安法の政省令改正を経ずに迅速に新製品への対応が可能となり、事業者にとっては、規制対象範囲が明確化するとともに、消費者にとっては、新製品の安全性が確保されることとなる。

現行:271品目を細かく指定 大括り化後:5品目に整理 電気用品安全法施行令 電気用品安全法施行令 PS E 電気ストーブ 電気がま 雷熱器具 家庭用及びこれに類する電気 機器 電気湯沸器 雷気冷蔵庫 雷気洗濯機 電動工具、園芸用機器及びこ 雷動力応用機械器具 れに類する電気機器 扇風機 白熱電球 新製品は自 電気 蛍光ランプ 大括り 光源応用 機械 ランプ及び照明器具 動的に対象 機械器具 化 器具 に含まれる エル・イー・ディー・雷灯器 テレビジョン受信機 電子及び情報技術機器 電子レンジ 電子応用 機械器具 新製品を対象にす ビデオテープレコーダー るためには品目追 加の改正が必要 その他の交流用電気機械器 電灯付家具 交流用電気機械器具

3-4. 新技術・新市場への対応

- 事業者の自主的な製品安全への取組を基本とし、リスクアセスメントの実施や その結果を踏まえた対策を求める。
- また、規制が新技術の普及、新市場の創出の支障とならないように、技術基準 の性能規定化を進めるとともに、その他、制度上の対応が必要な場合には迅 速かつ柔軟に改善を図る。



迅速・柔軟な制度の改善(事例)

レーザー応用製品

レーザーを使用した新製品の投入を見据え、技術基準の改正に向けた検討を実施中。[平成27年度]





医療機器

医療機器用ACアダプタについて、薬事法による規制との調整を実施し、従来と同等以上の安全が確保されるものについては電安法上の対象外とする改正を実施。「平成26年度]





技術基準の性能規定化

事業者の対応

行政の対応

4. 製造事業者による自主的な取組の高度化支援

- 〇製造事業者による自主的な製品安全対策の高度化に向け、NITEが技術的な基盤の強化、整備を 実施。経産省は、製造事業者を巻き込んだ普及に取り組む。
 - ① 事故情報と事故に至る前の修理・苦情情報のビッグデータを活用した製品事故発生推測モデルの開発・確立
 - ② 事故発生率が高い製品の安全性を高めるための具体的なリスク低減策の提示
 - ③ 事故の調査・分析の高度化、安全対策の効果の確認のための大規模・先進的な試験施設・設備の整備と利用促進

製造事業者による自主的な取組みの高度化



(参考)修理等情報(ビッグデータ)の活用、リスク低減策の提案・普及

修理・苦情情報(ビッグデータ)の活用

- NITEでは、これまでの製品事故情報を収集、分析。
- 今後、事故には至っていない製品の修理や苦情に関する情報(ビッグデータ)を分析し、従来の事故情報とあわせて事故の未然防止に活用するための基盤整備、普及を図る。

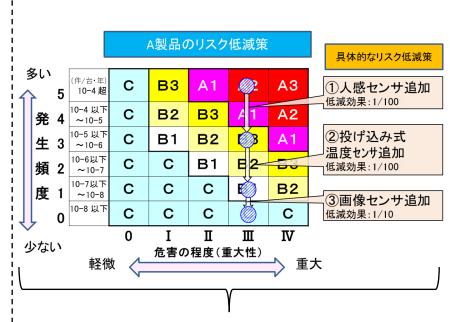
製造・輸入事業者への普及 事故発生の予兆となる事象を分析、 製品事故予測モデルを開発 nite 修理•苦情情報 (大手家電量販店(例)で年間数十万件) 材料(樹脂)の 発煙 異音 変色、焦げ 電源が入らない 漏水 異臭 エラー表示 作動不良 非重大事故 重大事故

(年間3千件程度)

(年間千件程度)

リスク低減策の提案・普及

- NITEでは、事故の多い製品の危害シナリオを作成し、製品の設計段階でのリスク低減策を提示。
- 経済産業省として、製造事業者等への 普及を目指した支援を実施していく。



製造事業者等への普及、消費者への「見える化」の仕組み作り

(参考)大規模・先進的な試験設備の導入

- 〇 NITEでは、大規模・先進的な試験設備の導入を進めており、事故の原因究明、 未然防止の両面から技術手法の高度化を図っている。
- 今後、設備を保有することが難しい中小企業等に対して、NITEの設備の共同利用を可能とすることにより、事業者の自主的な取組を支援する。

大規模燃焼実験設備

重大事故の8割は火災



証拠となる製品の焼失



原因究明が困難

(安全対策の実施)



安全対策の効果の確認



NITE燃焼技術センター(群馬県)



大規模燃焼実験室

リチウムイオン蓄電池試験設備

リチウムイオン電池等の普及



事故の増加



充放電サイクル、釘刺し・圧 壊、外部短絡、過充電、強制 放電等の試験が可能

リチウムイオン電池試験機



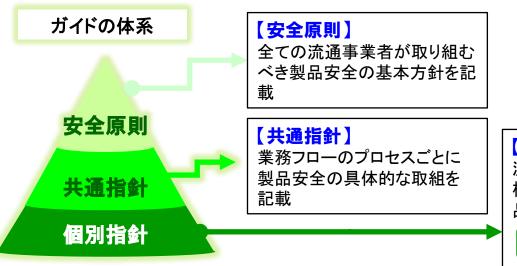
燃焼生成ガス測定

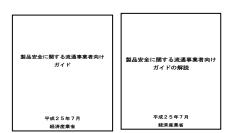


燃焼時発熱量測定

5-1. 流通事業者の取組の強化~ガイドの策定等~

- 消費者の安全・安心に対する要望の高まりとともに、流通事業者は、直接消費者に対して、商品に関する情報を提供する立場にあり、また製造・輸入事業者と消費者を繋ぐ重要な位置にいることから、流通事業者が製品安全において果たす役割が重要視されている。
- こうしたことを踏まえ、<mark>流通事業者に対する製品安全の自主的な取組強化を要請</mark>。具体的には、平成25年に流通事業者向けのガイドを策定。業界団体では個別指針を策定する動きも出ている。
- 流通事業者の自主的取組を促すため、製品安全における原則と指針を示した「製品安全に関する流通事業者向けガイド」を策定し公表







【個別指針】

流通事業者の特色(販売形態、取扱製品、事業規模等)を踏まえ、各業界等が自主的に作成する製品安全に関する業界指針やガイドライン等

中小家雷

DIY

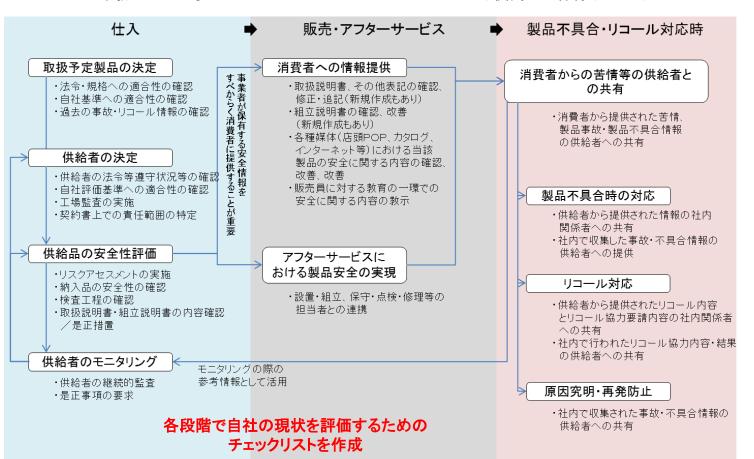
通信販売

5-2. 流通事業者向けの製造事業者、商品選定のチェックリスト

- 平成26年度新たに「マーチャンダイザー・バイヤー向けチェックリスト」を策定。
- 流通事業者内で製品を仕入れ・調達するマーチャンダイザー、バイヤー向けに、製造事業者の 選定や製品の安全性の評価を行うために確認するべき項目や、確認方法についてまとめたも

の。

業務プロセス毎のマーチャンダイザー・バイヤーに望まれる役割の全体像(モデル)





各 流 通 業 界 活 用 を 要 請

6. リコール対策の強化~効果的なリコール手法の開拓~

- リコールを実施しているが、回収等が行われていないリコール未対策品による 事故が再発しており重大な課題。
- 本年度、リコール回収率が低い製品について、原因を徹底的に分析するととも に、効果的なリコール手法等を見出し、新たにハンドブックに盛り込む。

リコール実施上の課題

- ○リコール回収率が低い製品が多い。
- 〇 リコール品の所在が特定できない。
- 〇 リコール情報が所有者に届かない。
- 所有者がリコール対応に係る手間を 敬遠(自宅で使用中の製品の型番の 確認や書類の返送など)。



新たに効果的なリコール手法が 必要

重大製品事故が再発しているリコール未対策品

会社名	製品名	重大製品事故件数
	2 333, 73	
(株)ノーリツ	石油給湯機	94件
パナソニック(株)	電気こんろ	50件
TOTO(株)	石油給湯機	37件
(株)長府製作所	石油ふろがま	45件
(株)千石	電子レンジ	35件
富士工業(株)	電気こんろ	28件
日立アプライアンス(株)	電気こんろ	25件
小泉成器(株)	電子レンジ	26件
アップルジャパン合同会社	携帯型音楽プレーヤー	23件
長州産業(株)	石油給湯機	19件

(注)平成19年以降、平成26年度末までに発生した重大製品事故件数

最近のリコール未対策品による重大製品事故

平成25年2月、長崎県のグループホームで、リコール中の加湿器を火元とする火災が発生して5名が死亡。平成25年3月に、経済産業省はTDK㈱に対して、法に基づく危害防止命令を発動。



(参考)リコールハンドブックの改定

リコールハンドブック

〇リコールに関して事業者が日頃から取り組んでおくべき対策や、 製品事故等が確認された際の迅速かつ的確な対応など、基本的な 考え方や手順を解説した手引(平成19年発行、平成22年改訂)。 〇本年度、改定予定。



新たな手法の 盛り込み等

消費者への様々な伝達手法

従来から活用されている手法

- ○ダイレクトメール
- ○電話、電子メール
- 〇テレビ放送やラジオ放送
- ○新聞の折込みチラシ
- 〇自社のホームページ
- 〇自治体、消費生活センター等の広報誌

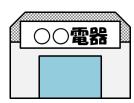
最近活用され始めた手法

- 〇公共サービス等の活用
- ○運送会社による消費者への直接訪問
- 〇「町の電器屋さん」等との新たな取組
- 〇家電量販店やポイント会社、クレジット会 社等が保有する購入履歴の活用









7. 消費者への働きかけの強化

○ 平成19年より、毎年11月に実施している製品安全総点検週間を、今年度より製品安全総点検 「月間」とし、事業者とも連携して、SNSなど新しい手段も活用しながら、消費者への働きかけを効 果的に行うための様々な情報提供・周知活動を行う。

経済産業省

- ●HPや政府インターネットテレビ等による情報提供
- ●小学生を対象とした製品安全教育の実施
- ●消費者向けの製品安全セミナーを開催 (平成27年度は、全国14カ所程度で開催予定)
- ●各省等と連携した周知活動の実施
 - ・小学校向け(文部科学省、NITEと連携)
 - ・消防署向け(消防庁と連携)
 - ・福祉施設向け(厚生労働省と連携)
 - ・高齢者向け(全国電商連と連携)







NITE

- ●プレスリリースの実施
 - ・ウォーターサーバーによる事故防止
 - ・自転車による子供の事故防止
- ●動画、ポスターによる注意喚起を実施



課題

- 〇若者、お年寄り等、これまでの手法では 情報が伝わりにくい層への情報提供方法 の採用
- 〇理解しやすい伝え方の検討



- ◆ 製品安全総点検月間における、事業者と連携した消費者への総点検キャンペーンの展開
- ◆ 映像やSNSを活用した消費者への注意喚起の充実
- ◆ 事業者の安全対策の「見える化」をはかる

(参考)小学生に対する製品安全教育

- 小学校高学年の児童を対象として、製品安全を確保するための、製造・輸入事業者、販売事業者、使用者のそれぞれの役割や、安全を示すマークの意味などを学ぶことのできる教材を開発。
- 外部講師による出前授業だけではなく、小学校教師が自ら授業を行う方式での普及を目指し、教員向けの手引きも作成。
- 今後、更なる普及を目指し、教育委員会や消費者団体等への働きかけを行っていく。

タイトル	安全な生活を求めて(製品安全教育)
位置づけ	「特設する安全学習」(東京都教育委員会 安全教育プログラムより)
目的・ 育てた い資質 能力	我々の生活は、多くの製品によって豊かで便利なものとなっている。しかし、100%安全な製品は存在していない。製造事業者、販売事業者、使用者がそれぞれの役目をきちんと果たすことにより製品の安全性は確保され、豊かな生活を営むことができる。そのことに気づき、体験とともに学び、まとめ、共有することで、家庭生活において製品安全に貢献できる児童の育成を目指す。
実施 時期	2014年12月13日~2015年1月23日(体験学習を含め全5回)※1時限から開講可能
対象 者	葛飾区立新宿小学校 5~6年生(約75名)





8. 重大事故を踏まえた再検証の実施

- これまで、製品事故について原因究明を図り、そのうち製品起因の事故については、製造事業者 等に対応を求め、また、消費者の誤使用等については、消費者への注意喚起等を実施している。
- 全体として、重大事故の件数は減少傾向にはあるものの、水準としては高い中で、これまで実施した事故等への対策の効果も含めて、NITEとも連携し、今後、再検証と必要な対策を行う。

重大事故が多く発生している製品※1	主な事故原因
ガスコンロ	火をつけたままそのままその場を離れた、コンロ・グリルの火の消し忘れ
エアコン	洗浄液によるトラッキング現象、部品不良
石油ストーブ	未消火給油時のカートリッジタンクのふた外れ等、ガソリン等の誤給油
電気ストーブ	内部配線の接触不良、可燃物との接触
石油ふろがま	部品の劣化、修理・点検不良
電子レンジ	部品不良、手入れ不足による食品カスの過熱
石油給湯機	故障状態での使用
電気冷蔵庫	部品不良
電気コンロ	無意識にスイッチに接触することによる電源オン、可燃物着火
ガスふろがま	設置・施工等不良、設計・製造不良によるガス漏れ等
扇風機	部品の劣化
照明器具	部品の劣化

事故は、各製品とも概ね減少傾向ではあるが、一部製品で増加※2

^{※1} 平成20年度~平成25年度で重大事故が100件以上発生している製品

^{※2} 平成20年度と平成21年度の合計と平成24年度と平成25年度の合計を比較

(参考)重大事故が発生している製品の事故原因

重大事故が一定以上数発生しており、かつ、顕著な減少が見られない製品※の事故の原因

製品名	主な事故原因
自転車	運転・操作ミス、組立不良
電気洗濯機	部品不良、故障状態での使用
ガス給湯機	部品の劣化、施工不良
I H調理器	誤使用・不注意による調理油火災、スイッチ誤操作
はしご、脚立、踏み台	バランスを崩しての転倒、設置場所不良
いす	溶接、組立等の製造不良、設計不良
換気扇	部品の劣化、設置・施工不良
ガス栓	未使用ガス栓の誤開放
電気カーペット	設計不良、電源コード・ヒーター線の断線
携帯型音楽プレーヤー	バッテリーの内部短絡
除湿機	電源コードの断線
湯たんぽ	低温火傷
電気温風器	接続不良•断線
カセットコンロ	カセットボンベの装着不備、並列使用等の取扱い不備
空気清浄機	設計不良
電気毛布	各種原因あり

[※] 平成20年度~平成25年度で重大事故が30件以上発生、かつ、平成24年度と平成25年度の事故の合計が平成20年度と平成21年度の事故の合計の7割未満とはなっていない製品